

新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
に基づく移動支援事業実施要綱

平成 18 年 9 月 29 日 18 新福障経第 1106 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年規則第 60 号。以下「規則」という。）第 34 条に規定する移動支援事業の実施に伴う必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(対象者)

第 3 条 移動支援事業に基づくサービス（以下「移動支援サービス」という。）を受けることのできる者は、**区内に住所を有する障害者等**（別表 1 に規定する施設に入所している者及び医療機関に入院している者を除き、法第 19 条第 3 項の適用を受けて、法第 5 条第 15 項に規定する共同生活介護により区外に住所を有する者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、法第 5 条第 4 項に規定する同行援護の支給決定を受けた者にあつては、次条第 1 項第 2 号に規定するグループ支援及び同条第 2 項に規定する区長が必要と認める場合における移動支援のサービスを受けることができるものとする。

(1) 屋外での移動が困難で外出のための支援が必要と認められた知的障害者、精神障害者、全身性障害者（両上肢及び両下肢の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 の 1 級にそれぞれ該当するもの又はこれに準ずる者をいう。）及び視覚障害者（原則として身体障害者手帳 1 級及び 2 級に限る）。ただし、視覚障害者に関しては、法に基づく同行援護の利用が優先される。

(2) 区長が、前号と同様の障害程度と認めた、移動支援による支援が必要な障害者等。

(3) 上記(1),(2)以外で移動支援が必要と認められる障害者等については別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 5 項に規定する行動援護及び同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者は除く。

(移動支援)

第 4 条 移動支援は、原則として 1 日の範囲内で用務を終える社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援とし、次に掲げる内容で実施する。

(1) 個別支援

支給決定を受けた移動支援を利用する障害者（以下「利用者」という。）に対する介護者が一人で支援を行う移動支援とする。ただし、利用者の身体的な理由等により、介護者が二人必要な移動支援を行う場合は、あらかじめ区長の承認を必

要とする。

(2) グループ支援

複数の利用者への同時支援又は屋外での同一イベント等への複数の利用者が同時に参加する場合に支援を行う移動支援とする。ただし、利用する場合は、介護者一人につき、利用者は4人を限度とする。

2 次に掲げる移動は、区長が必要と認める場合を除いて、支援の対象としない。

- (1) 勤務先への通勤及び営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 社会通念上適当でない外出
- (3) 宗教活動（墓参又は葬儀等へ出席する場合を除く。）及び政治活動のための外出
- (4) その他区長が適当でないと認めた外出
（支給決定申請等）

第5条 当該事業に関する支給決定申請、受給者証、再交付申請等の様式は、区長が別に定める。

（事業者の指定）

第6条 移動支援事業を行える者は、新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則（平成19年規則第82号。以下「事業者登録等規則」とする。）第4条に定める地域生活支援サービス事業者の登録を受けた事業者とする。

（区と事業者との協定の締結）

第7条 区長は、移動支援事業を実施するため、前条に該当する事業者のうち、移動支援サービスの提供を区内で行おうとする事業者と移動支援サービスの提供に関する協定を締結する。

（利用者と事業者の契約）

第8条 移動支援サービスを受けようとする支給決定障害者等は、前条の協定を区長と締結した事業者（以下「協定事業者」という。）に受給者証を提示して、受給者証に記載されている支給量の範囲内で、移動支援サービスの利用に関する契約を行なうものとする。

2 支給決定障害者等と移動支援サービスの利用に関する契約を締結した協定事業者は、区長に遅滞なく移動支援事業契約内容（地域生活支援事業受給者証記載事項）報告書（第1号様式）により報告するものとする。

（事業者の責務）

第9条 協定事業者は、法第42条に掲げる責務を遵守し、誠実に移動支援サービスの提供を行なうものとする。

（協定の解除等）

第10条 協定事業者が、都道府県知事又は区長から指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定を取消された場合は、区長は、その指定を取り消された日をもって、第7条に基づく協定を解除する。

（介護者の資格要件）

第11条 移動支援の提供に従事できるものは、別表2の対象者の区分に応じて、同表に定める従事者資格のいずれかを有していなければならない。

（移動支援サービスに要する費用の額）

第12条 区長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、協定事業者か

ら、移動支援サービスを受けたときは、規則第 36 条の規定に基づき、当該サービスを提供した協定事業者により算定された費用の額を支給する。

- 2 移動支援サービスのうち個別支援に係るサービス費の額は、次に掲げる区分ごとに、法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定する単位に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）に掲げる一級地の同行援護にかかる割合を乗じて得た単位数（その単位数に 1 単位未満の端数があるときは、その端数単位数を四捨五入して計算するものとする。）とし、当該支給決定障害者等にサービスを提供した 1 か月の単位数の合計に 10 円を乗じて得た額とする。
 - (1) 支給決定障害者等が、身体介護を伴う移動支援の支給決定を受けている場合は、当該基準に規定する同行援護サービス費のうちイ身体介護を伴う場合の単位の算定基準を適用する。
 - (2) 支給決定障害者等が、身体介護を伴わない移動支援の支給決定を受けている場合は、当該基準に規定する同行援護サービス費のうちロ身体介護を伴わない場合の単位の算定基準を適用する。
- 3 移動支援サービスのうちグループ支援に係るサービス費の単位数は、前項の規定により算定する一人当たりの算定単位数の 100 分の 75 に相当する単位数を算定する。（その単位数に、1 単位未満の端数があるときは、その端数単位数を四捨五入して計算するものとする。）
- 4 第 11 条別表 2 において、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者、外出介護従業者研修修了者、移動介護従業者研修修了者が移動支援サービスを行った場合は、第 2 項の各号に規定する所定単位数に代えて、第 1 号のときは所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を、第 2 号のときは所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数をそれぞれ算定する。（その単位数に、1 単位未満の端数があるときは、その端数単位数を四捨五入して計算するものとする。）
- 5 第 11 条別表 2 において、重度訪問介護従業者研修修了者が、移動支援サービスを行った場合は、第 2 項の各号に規定する所定単位数に代えて、以下の単位数をそれぞれ算定する。
 - (1) 支給決定障害者等が、身体介護を伴う移動支援の支給決定を受けている場合は、所要時間に応じ、当該基準に規定する居宅介護サービス費の注 6 (2) の (一) 又は (二) に掲げる単位数を算定する。
 - (2) 支給決定障害者等が、身体介護を伴わない移動支援の支給決定を受けている場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

（移動支援サービスに要する費用の請求等）

第 13 条 利用者に移動支援サービスを提供した協定事業者は、規則第 36 条の規定に基づき、区長が別に定める方法により、区長に対して、当該移動支援に要した費用を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、当該請求を審査の上、速やかに支払うものとする。

（特例移動支援サービス費の支給）

第 14 条 支給決定障害者等が、本事業の支給申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により移動支援サービスを受

けた場合は、当該支給決定障害者等に特例移動支援サービス費を支給するものとする。

2 前項に規定する移動支援サービスを受けた支給決定障害者等は、特例移動支援サービスについて、当該サービスを提供した協定事業者のサービス提供証明書等の必要書類を添えて、新宿区特例移動支援サービス費支給申請書（第 2 号様式）により、区長に申請するものとする。

3 区長は、前項の申請について、審査し、新宿区特例移動支援サービス費支給（不支給）決定通知書（第 3 号様式）により、支給の可否を当該申請者に通知するものとする。

（補則）

（事業所の基準）

第 15 条 事業者登録等規則第 4 条の別に定める基準のうち、移動支援事業における基準は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例（平成 24 年 12 月 13 日、東京都条例第 155 号。以下、指定障害福祉サービス基準条例という。）第 5 条に規定する指定居宅介護事業所としての基準を満たし、法第 36 条第 1 項に基づき都道府県知事から指定を受けた指定障害福祉サービス事業者とする。
- (2) 指定同行援護事業所に係る指定障害福祉サービス基準条例 7 条において準用する同条例第 5 条に規定する従業者の配置の基準を満たし、法第 36 条第 1 項に基づき都道府県知事から指定を受けた指定障害福祉サービス事業者とする。
- (3) 指定障害福祉サービス基準条例第 44 条に規定する基準該当居宅介護事業所としての基準を満たし、新宿区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成 18 年規則第 55 項）第 4 条に基づき、区長から指定を受けた基準該当障害福祉サービス事業者とする。
- (4) 基準該当同行援護事業所に係る指定障害福祉サービス基準条例第 48 条において準用する同条例第 44 条に規定する従業者の配置の基準を満たし、新宿区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成 18 年規則第 55 項）第 4 条に基づき、区長から指定を受けた基準該当障害福祉サービス事業者とする。

（補足）

第 16 条 施行に関し必要な事項は別に定める。

別表 1 （第 3 条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設 法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援
介護保険法に基づく施設 第 8 条第 11 項に規定する特定施設、第 24 項に規定する介護老人福祉施設、第 25 項に規定する介護老人保健施設及び第 26 項に規定する介護療養型医療施設
生活保護法に基づく施設 第 38 条第 1 項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

別表 2 （第 11 条関係）

対象者の区分	従事者要件
身体障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士 2. 介護職員基礎研修修了者 3. 居宅介護職員初任者研修修了者 4. 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 5. 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者 6. 全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者 7. 重度訪問介護従業者研修修了者
視覚障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士 2. 介護職員基礎研修修了者 3. 居宅介護初任者研修修了者 4. 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 5. 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 6. 視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者 7. 同行援護従業者養成研修修了者
知的障害者又は精神障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士 2. 介護職員基礎研修修了者 3. 居宅介護職員初任者研修修了者 4. 行動援護従業者養成研修修了者 5. 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 6. 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者 7. 知的障害者移動介護従業者養成研修 8. 重度訪問介護従業者研修修了者

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 15 日 18 新福障経第 2263 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日 18 新福障経第 2089 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日 23 新福障支第 415 号）

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日 24 新福支第 28 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日 24 新福障経第 2150 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 25 日 25 新福障経第 2438 号）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者は、平成 27 年 3 月 31 日までは、第 11 条別表 2 の全区分に該当するものとみなして、この要綱の規定を適用する。

なお、上記の者が移動支援を行った場合の所定単位数は第 12 条第 4 項を適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日 26 新福障経第 2337 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。